

【 わがまち特例一覧 】

令和 8 年度

対象	特例対象資産	取得時期	特例割合 適用期間	根拠法令
固定 (家屋・償却)	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（利用定員が 5 名以下）	H29.4.1 以降	2 分の 1 制限なし	地税法 349 の 3 ⑳㉑㉒
固定 (償却)	水質汚濁防止法の汚水又は廃液処理施設	R6.4.1 から R10.3.31 まで	2 分の 1 制限なし	地税法附 15㉑一
固定 (償却)	下水道除害施設	R6.4.1 から R10.3.31 まで	5 分の 4 制限なし	地税法附 15㉑五
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池） 水力発電設備（5,000kw 未満） 地熱発電設備（1,000kw 以上） バイオマス発電設備（10,000kw 未満）	R8.4.1 から R11.3.31 まで	2 分の 1 3 年間	地税法附 15㉑一
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 風力発電設備（温対法・農山村再エネ法） 地熱発電設備（1,000kw 未満）	R8.4.1 から R11.3.31 まで	3 分の 2 3 年間	地税法附 15㉑三
固定 (償却)	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備（5,000kw 以上）	R8.4.1 から R11.3.31 まで	4 分の 3 3 年間	地税法附 15㉑四
固定 都計 (土地)	緑地保全・緑化推進法人が設置する市民緑地の用に供する土地	H29.4.1 から R9.3.31 まで	3 分の 2 3 年間	地税法附 15㉑
固定 都計 (土地・家屋・償却)	一体型ウォークアブル事業によりオープンスペース化した土地とその上に設置された償却資産、低層部階をオープン化した施設等	R8.4.1 から R10.3.31 まで	2 分の 1 5 年間	地税法附 15㉑
固定 (償却)	特定都市河川浸水被害対策法及び下水道法に規定する認定事業者が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設	R6.4.1 から R9.3.31 まで	3 分の 1 制限なし	地税法附 15㉑
固定 (家屋)	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	H27.4.1 から R9.3.31 まで	3 分の 2 又は ※6 分の 5 5 年間	地税法附 15 の 8 ㉑
固定 (家屋)	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	R5.4.1 から R9.3.31 まで	3 分の 1 1 年間	地税法附 15 の 9 の 3㉑
固定 都計 (家屋)	特別特定建築物（国の補助を受けてバリアフリー改修工事が行われたもの）	R8.4.1 から R11.3.31 まで	3 分の 1 2 年間	地税法附 15 の 11㉑

※中心市街地の活性化に関する法律第 9 条第 10 項の規定により認定を受けた区域内に新築した場合